

円(世帯員一人増すごとに50万円加算)以下

・預貯金などが単身世帯で350万円(世帯員1人増すごとに100万円加算)以下

・居住用の家屋や土地、日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がない

・負担能力のある親族などに扶養されていない

・介護保険料を滞納していない

**(2)生活保護受給者**

○10パーセントの利用者負担額の原則4分の1

○食費、居住費(滞在費)、宿泊費の原則4分の1

※生活保護受給者はサービスにかかる個室の居住費(滞在費)のみ全額軽減となります。

※軽減を受けるには、申請が必要です。審査の結果、対象となる方に確認の交付をします。サービス利用時に軽減事業者へ提示してください。

※対象となるサービスや申請方法について、詳しくは高齢福祉課へお問い合わせください。

**問合せ** 高齢福祉課

☎444・3141

FAX 443・3555

**7月は「社会を明るくする運動」強調月間です**

犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、次の運動を推進します。

(1)運動目標

①犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと

②再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

(2)重点事項

犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤独などの生きづらさという課題に我が事として関わるコミュニティの実現に向け、次のことに力を入れて取り組む。

①犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組

②犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りにはさまざまな協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参

加してもらったための取組

③保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアの活動を支援し、なり手を増やすための取組

④民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組

⑤犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する

取組

**問合せ** 社会福祉課

☎444・3135

FAX 444・1074

**戦没者遺児の皆様へ**

日本遺族会は、令和5年度戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者を募集しています。

同事業は、戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域での慰霊追悼や友好親善をはかることを目的としています。

費用は参加費として10万円です。

**実施地域**

(広域地域)

①トラック諸島②パラオ諸島③ボル

ネオ・マレー半島④マリアナ諸島⑤

東部ニューギニア⑥ビスマーク諸島

⑦インド⑧ソロモン諸島⑨フィリピン

(1次)⑩台湾・バシー海峡⑪マーシャル・ギルバート諸島⑫フィリピン

(2次)⑬中国

(特定地域)

①東部ニューギニア②西部ニューギニア③ミャンマー

※実施地域は変更となる場合があります。また、地域ごとに申込締切日があります。

**申込・問合せ** 愛知県遺族連合会

☎231・6504

**保険・年金**

**高齢受給者証の更新について**

70〜74歳の国民健康保険加入者に交付している高齢受給者証は7月末日に有効期限を迎えます。7月下旬に8月1日から使用する証を圧着ハガキで送付します。

高齢受給者証が届きましたら、記載事項を確認し、注意事項をお読みください。記載事項に誤りがある場合や、7月31日までに受給者証が届かない場合は、保険医療課へご連絡ください。

有効期限の切れた高齢受給者証は、保険医療課へお返しいただきたく、細かく切断し破棄していただきますようお願いいたします。

**対象者** 70〜74歳の国民健康保険加入者  
**問合せ** 保険医療課  
 ☎444・3168  
 FAX 443・3555

**国民健康保険「医療費のお知らせ」の発送について**

国民健康保険に加入の皆様は、自身の診察にかかった費用等をご確認いただくため、1月から5月までの診療内容に関する「医療費のお知らせ」を、7月下旬に発送します。

なお、令和5年度中の発送予定は、次のとおりです。

発送時期	対象期間
7月下旬	1〜5月診療分
12月下旬	6〜10月診療分
翌2月中旬	11・12月診療分

**問合せ** 保険医療課  
 ☎444・3168  
 FAX 443・3555

**国民年金保険料を納めることが困難な方へ**

国民年金第1号被保険者は、毎月の保険料納付が必要ですが、学生以外の人で、保険料の納付が困難な場合には、本人からの申請により保険料が免除または納付猶予となる制度があります。

**令和5年度分**については、7月3日(月)から申請できます。基礎年金番号の分かるものを持参していただき、保険医療課にて申請してください。

なお、失業等の場合には、ハローワークで交付される「雇用保険受給資格者証」または「離職票」の写し等を添付することで失業特例を適用して申請できます。

**問合せ** 中村年金事務所  
 ☎453・7200  
 保険医療課  
 ☎444・3168  
 FAX 443・3555

**年金相談「相談無料・事前予約制」年金に対する疑問にお答えします**  
 中村年金事務所の職員による年金相談を開催します。

相談は**予約制**となりますので、保険医療課へ事前にご予約をお願いします

ます。

なお、相談内容が相談者以外のものである場合は、親子や夫婦など親族に関する相談であっても、ご本人の委任状が必要になります。

**日時** 7月25日(火)  
 午前10時〜正午、午後1時〜3時

**定員** 10人(事前予約制)  
**相談時間** 1人20分まで

**場所** 市役所 相談室101  
**予約受付期間** 7月5日(水)〜12日(水)  
 (土・日曜を除く)

午前8時30分〜午後5時15分

**予約方法** 保険医療課窓口または電話で受付

**問合せ** 保険医療課  
 ☎444・3168  
 FAX 443・3555

**国民年金の加入手続き・保険料免除申請等の電子申請ができます**

国民年金の手続きには、マイナポータルを利用した電子申請が可能です。マイナポータルには、マイナンバーカードが必要となりますが、マイナポータルの情報を活用して来庁することなく手続きをすることができます。

また、申請結果もスマートフォン

等で確認することができます。お手続きの際は、ぜひご利用ください。電子申請可能な手続き

- ・資格取得届
- ・種別変更届
- ・保険料免除・納付猶予申請
- ・学生納付特例

詳しくは、日本年金機構のウェブサイトをご覧ください。

Web <https://www.nenkin.go.jp/>

**問合せ** ねんきん加入者ダイヤル  
 ☎0570・003・004

中村年金事務所  
 ☎453・7200



**発火の危険性があるごみについて**

ごみ収集車(パッカー車)やごみ処理工場の火災事故は、「スプレー缶、ガス缶、ライター、乾電池(充電池式電池含む)、リチウム蓄電池内蔵製品」の不燃ごみへの混入が主な原因です。火災事故発生時は、単に日常の作業に支障が出るだけでなく、市全体のごみ収集に、多大な影響もおよぼしかねません。

これらのごみは、不燃ごみでは絶

対に出さず、資源ごみ回収時の安全な分別と出し方にご協力ください。

日頃から、市民一人ひとりにより左記の場所で適切に分別して出すことで、火災事故発生の未然防止につながります。

①資源ごみ収集ステーション(市内各地域ごと)毎月1回(七宝地区:第2水曜日、美和地区:第3水曜日、甚目寺地区:第4水曜日)の午前9時まで。

②あま市リサイクルステーション(旧甚目寺庁舎敷地内)毎日:午前9時から午後5時まで(土・日曜・祝日含む。ただし、12月31日から翌年1月3日までを除く)

開場中は、いつでも受入れ可能です。

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 445・3856

## 都市計画



### 空き家調査にご協力を

適切に管理がされていない空き家等が防災・衛生・景観等の生活環境に影響を及ぼしていることから、市では、皆さんの生活環境の保全を図るため、実態調査を行います。

7月から11月までの期間中、身分証明書及び腕章を携帯した調査員が、空き家の可能性がある建物の外観の調査を実施しますので、皆さんのご理解ご協力をお願いします。

調査は、目視や写真撮影の方法により行います。なお、調査員が敷地に立ち入ることはありません。

問合先 都市計画課

☎441・7112

FAX 441・8387

## 生活環境



### 合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度

既存の単独処理浄化槽またはくみ取便所から、自主的に合併処理浄化槽へ転換される方に設置費の一部を補助する制度です。

#### 対象となる浄化槽

- ・浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽であること。
- ・生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という)除去率90パーセント以上、放流水のBODの日間平均値が1リットルにつき20ミリグラム以下の機能を有するもの。
- ・厚生省生活衛生局水道環境部環境

整備課浄化槽対策室長通知(平成4年10月30日衛浄第34号)に定める合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合するもの。

#### 補助金対象区域

公共下水道の事業計画区域外の区域

#### 補助金の交付要件

- ・対象区域内に居住し、住所を有する者が、既設の単独処理浄化槽またはくみ取便所の使用を廃止し、かつ専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者。ただし、次の事項に該当する方は、補助を受けることができません。
- ・浄化槽法第5条第1項に規定する設置の届出を受けずに合併処理浄化槽を設置する者。
- ・建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認を受けて合併処理浄化槽を設置する者。
- ・販売または賃貸の目的で合併処理浄化槽を設置する者。
- ・補助金の交付決定前に補助事業を着手した者。
- ・11人槽以上の合併処理浄化槽を設置する者。
- ・住宅等を借りている者で、賃貸人

の承諾が得られないもの。  
・市税を滞納している者。

#### 補助金の額

補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、次の区分に応じ、限度額があります。

人槽区分 限度額

5人槽 33万2千円

6〜7人槽 41万4千円

8〜10人槽 54万8千円

なお、合併処理浄化槽の設置に併せて単独処理浄化槽、またはくみ取便所を撤去する場合は、その撤去に要する費用または9万円のいずれか低い額を加算します。

また、合併処理浄化槽の設置に併せて宅内配管工事を施工する場合は、その宅内配管工事に要する費用または10万円のいずれか低い額を加算します。

#### 申請される方へ

補助金の申請は、毎年度予算の範囲内で、先着順に受け付けます。

問合先 下水道課

☎441・7116

FAX 441・7137